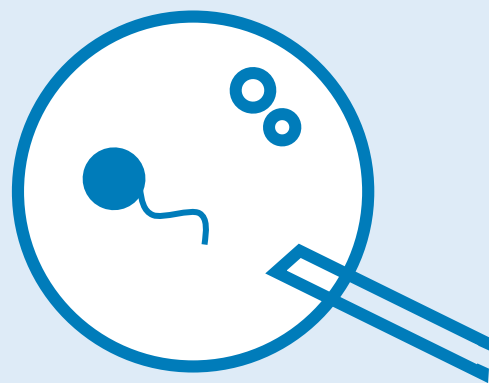


不妊治療に対する 助成の対象範囲が 広がりました。



◆ 所得制限が無くなります。

◆ 助成額が1回30万円になります。

◆ 助成回数が1子ごとに6回までになります。

◆ 拡充内容詳細

治療終了日 /内容	令和2年12月31日まで	令和3年1月1日以降
所得制限	730万円未満 (夫婦合算の所得)	撤廃
助成額	1回15万円 (初回のみ30万円)	1回30万円
助成回数	生涯で通算6回まで(※1)	1子ごとに6回まで(※1)
対象年齢	妻の年齢が43歳未満	妻の年齢が43歳未満

※1：40歳以上43歳未満は3回まで

※2：対象者については、原則、法律婚の夫婦を対象とするが、
生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある者も対象とする。

厚生労働省HP

①「不妊治療に関する取組」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/funin-01.html

②「不妊治療と仕事の両立のために」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html

